令和２年４月１日

# 北小校区共生ステーション利用規約

長久手市地域共生ステーション条例第１１条及び長久手市地域共生ステーション規則第１０条に基づき、北小校区共生ステーションの管理及び運営に必要な事項を定めるため、北小校区共生ステーション利用規約を定めます。

１　開館時間

原則午前９時から午後５時まで（休館日を除く）

２　施設の利用登録

会議室１、会議室２、会議室３（調理室）（以下「会議室」という。）を利用するには、事前に利用登録が必要です。「北小校区共生ステーション会議室利用登録申込書」を窓口に提出してください。審査の上、「北小校区共生ステーション会議室利用登録通知書」を交付します。

３　利用登録できる団体

利用登録できる団体は次の条件の両方を満たす団体です。

⑴　市内で地域の活性化や課題解決等の地域活動に取り組む団体。

⑵　団体の構成員が市内在住、在勤、在学の方が過半数以上であること。

４　施設の利用方法

⑴　会議室

会議室を利用する場合は、利用日の９０日前から申請することができます。「長久手市地域共生ステーション会議室利用申請書」を窓口まで提出してください。

⑵　畑・花壇

畑・花壇は、当面の間は市の管理とします。

⑶　インターネット（無線LAN）

インターネットは開館時間内で利用できます。利用を希望される方は、窓口に申し出てください。パスワードを付与します。ただし、ソフトやゲームなどのダウンロードはできません。

⑷　フリースペース

フリースペースは、利用申請の必要はありません。

⑸　授乳室

授乳室は、授乳やおむつ替えに利用できます。

５　その他

⑴　喫煙について

北小校区共生ステーション敷地内は禁煙です。

⑵　飲食について

ア　北小校区共生ステーション敷地内で飲酒はできません。

イ　調理室では、調理及び調理したものを飲食することができます。

ウ　会議室やフリースペースでは、打ち合わせや会議などの際に、軽食程度の飲食をすることができます。ただし、飲食のみを目的とした利用はできません。

⑶　片づけについて

施設の利用後は後片付けを行い、ごみは各自でお持ち帰りください。また、机・いす等の配置、その他利用されたものは、元の位置に戻してください。

会議室の利用時間には、後片付けや管理人による点検の時間も含まれます。終了時刻には退出を完了してください。

⑷　注意事項

ア　他人の迷惑になる行為はしないでください。

イ　施設及び備品の取扱いは丁寧に行ってください。

ウ　許可なく物品の展示、販売またはこれらに類する行為は禁止します。

エ　施設内に私物を保管することはできません。

⑸　利用の制限について

ア　営利を目的（営業活動、参加料で収益を得るもの等）とした利用はできません。

イ　宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とした利用はできません。

ウ　政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする利用はできません。

⑹　その他

利用内容に疑義が生じた場合は、利用内容の説明及び説明書類を求める場合があります。

「参考」

〇長久手市地域共生ステーション条例

第11条　この条例に定めるもののほか、ステーションの設置及び管理に関し必要な事項は、規則で定める。

〇長久手市地域共生ステーション規則

第10条　この規則に定めるもののほか、ステーションの管理及び運営に必要な事項は、別に市長が定める。